

令和4年度 第1回平川市特別職報酬等審議会

日時：令和4年5月26日（木）

午前10時～

場所：市役所3階 応接室

資 料

目 次

平川市特別職報酬等審議会について	1
審議事項とスケジュールについて	2～3
特別職と一般職について	4～6
これまでの審議会開催について	7～9
特別職報酬等審議会に諮問を行う際の必要事項等	10～11
青森県内10市との比較について	12～13
人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体との比較について	14～17
一般職の職員の給与改定の状況	18～19
近年における消費者物価上昇率	20～21
議員報酬の住民1人当たりの額と、他の地方公共団体との比較	22～23
令和3年度の議会議員の活動状況（審議日数）について	24～25
議会費の過去5年間の一般財源に対する構成割合	26

平川市特別職報酬等審議会について

○審議会について

市長・副市長・教育長の給料の額や、市議会議員の議員報酬額を改定しようとする場合、「平川市特別職報酬等審議会」の意見を聴くこととされている。

- ・委員数は10人以内（審議終了後、解任）
- ・審議会には会長を置き、会務を総理する（委員の互選）
- ・審議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない

○平川市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、平川市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第2条 市長は、市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、平川市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

審議事項とスケジュールについて

1. 審議事項

- ・市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額についての意見
- ・市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額を改定する場合の改定時期についての意見

	現行の月額	(平成30年度開催時)	増 減
市 長	850,000円	758,000円	+92,000円
副市長	680,000円	608,000円	+72,000円
教育長	600,000円	565,000円	+35,000円
議 長	420,000円	328,000円	+92,000円
副議長	380,000円	293,000円	+87,000円
議 員	360,000円	281,000円	+79,000円

2. スケジュール等

- ・第1回 令和4年5月26日(木)
→ 以降、改正が必要と判断された場合には随時開催する予定
- ・諮問に対する答申
- ・答申内容を受け、改正する場合には改正条例案を議会に提案する予定

○平川市特別職の職員の給料等に関する条例 ～抜粋～

(給料)

第2条 特別職の職員の給料月額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 850,000円
- (2) 副市長 680,000円
- (3) 教育長 600,000円

(手当)

第7条 特別職の職員には、第2条に定める給料のほか、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。

2 前項に定める手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、平川市職員の給与に関する条例(平成18年平川市条例第53号)第24条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額に、その100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

○平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 ～抜粋～

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 420,000円
- (2) 副議長 月額 380,000円
- (3) 議員 月額 360,000円

(費用弁償)

第6条 費用の弁償は、議員が職務のため旅行する場合の旅費とする。

(期末手当)

第10条 議員には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。

2 基準日以前6箇月以内の期間において、病気その他正当な理由がなく定例会又は臨時会の招集に全く応じなかった議員に対しては、期末手当は支給しない。

(準用規定)

第11条 この条例に定めるもののほか、議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、平川市職員の給与に関する条例(平成18年平川市条例第53号)第24条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、議員報酬月額に、その100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

特別職と一般職について

1. 特別職と一般職の区分について

地方公務員は特別職と一般職に区分される。

○特別職：（平川市の場合）

市長、副市長、教育長、議会議員

各種委員会（教育委員・監査委員・農業委員・選挙管理委員など）の委員 等

○一般職：上記の特別職に属する職以外の一切の職

○地方公務員法 ～抜粋～

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

2. 特別職と一般職の給与等の改定について

- 一般職：青森県人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、青森県が改定する内容に併せて、平川市職員の給与等を改定している。
(民間給与との比較や、国家公務員との比較、物価・生計費等を勘案して決定)

○地方公務員法 ～抜粋～

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

(給料表に関する報告及び勧告)

第二六条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

- 特別職：特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであり、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは性格を異にする。

よって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げることが適当ではなく、特別職の報酬等の額の決定について民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の意見を聞いて決定することとされている。

※市長、副市長、教育長	→	給料、	通勤手当、	期末手当、	寒冷地手当
平川市議会議員	→	報酬、	費用弁償、	期末手当	
一般職の例により支給（一律支給分） 審議会の諮問事項とはされていない					

○特別職の報酬等について 昭39年5月28日自治給第208号 各都道府県知事あて自治事務次官通知

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区を含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別報酬審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。
 - 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- なお、知事・副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続きにより措置することが適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

○特別職の報酬等について 昭48年12月10日自治給第77号 各都道府県知事あて自治省行政局公務員部長通知

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」(昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知)及び「特別職の職員の給与について」(昭和43年自給年自治第94号各都道府県知事あて行政局長通知)の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料義の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置している特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市(区)町村についても、この通知の趣旨に沿って適切なご指導を願いたい。

これまでの審議会開催について

1. 平成18年度

特別職（市長・助役・収入役・教育長）の給料、議員報酬、各種委員の報酬額についての審議

○答申内容

単位：円

職名	現給料・報酬額		答申額
市長	月額	798,000	据え置き
助役	〃	641,000	据え置き
収入役	〃	612,000	据え置き
教育長	〃	595,000	据え置き
議長	〃	298,000	327,800
副議長	〃	266,000	292,600
議員	〃	平賀 255,000	280,500
	〃	尾上 215,000	
	〃	碓ヶ関 213,000	

職名	現給料・報酬額		答申額
監査委員	日額	議会選出 6,200	据え置き
	〃	知識経験 6,200	7,200
教育委員	〃	委員長 5,100	据え置き
	〃	委員 5,100	据え置き
選挙管理委員	〃	委員長 5,100	据え置き
	〃	委員 5,100	据え置き
農業委員	年額	会長 336,000	369,600
	〃	職務代理 240,000	264,000
	〃	委員(平) 216,000	237,600
	〃	委員(尾) 170,500	
	〃	委員(碓) 161,000	
各種委員	日額	4,700	据え置き

付帯意見：農業委員会会長、職務代理、委員の答申額は、平成19年1月1日から適用
議長、副議長、議会議員の答申額は、平成19年8月1日から適用

2. 平成26年度

農業委員の報酬額についての審議

単位：円

○答申内容

職名	現給料・報酬額			答申額	
	農業委員	年額	会長	370,000	月額
〃		職務代理	264,000	〃	31,000 (年額372,000)
〃		委員	238,000	〃	26,000 (年額312,000)

3. 平成27年度

農業委員を除く各種委員の報酬額についての審議

単位：円

○答申内容

職名	現給料・報酬額			答申額
教育委員	日額	委員長	5,100	6,200
	〃	委員	5,100	5,700
選挙管理委員	〃	委員長	5,100	6,200
	〃	委員	5,100	5,700
監査委員	〃	識見(代監)	7,200	8,700
	〃	議会選出	6,200	6,900
固定資産評価審査委員	〃	委員長	5,000	6,100
	〃	委員	5,000	5,600
農業委員	農地利用最適化推進委員(新設)			月額 21,000
その他の付属機関	日額	委員等	4,700	5,200

付帯意見：市長、副市長、教育長の給料額については、平成18年度以来長年審議されていないことから、今後は見直しも含め検討されたい。見直しに当たっては、県内他市と比較しても低い状況であることから、引き上げが望ましいと考える。

4. 平成30年度

特別職（市長・副市長・教育長）の給料、議員報酬額についての審議

○答申内容

単位：円

職名	現給料・報酬額		答申額	
	月額		月額	
市長		758,000		850,000
副市長	〃	608,000	〃	680,000
教育長	〃	565,000	〃	600,000

改定時期：平成31年4月1日から改定することが適当である。

単位：円

職名	現給料・報酬額		答申額	
	月額		月額	
議長		328,000		420,000
副議長	〃	293,000	〃	380,000
議員	〃	281,000	〃	360,000

改定時期：平成31年8月1日から改定することが適当である。

付帯意見：特別職の報酬等について、平成18年度に審議されて以降、長年審議されていない状況であった。

今後は、特別職報酬等審議会を2年に1回程度開催し、市の財政状況や経済情勢の動向を考慮しながら、特別職の報酬等の妥当性を判断することが望ましい。

特別職報酬等審議会に諮問を行う際の必要事項等

1. 給与改定の実施時期について

特別職報酬等審議会に諮問する事項として、特別職の給料・報酬の額のほか、その額を改定する実施時期についても諮問するものとされている。

2. 特別職報酬等審議会に諮問を行う際の提出資料について

適正な給与・報酬の額の答申がなされるよう、次に掲げる項目の資料を提出することで、審議会において十分な審議が行えるよう配慮することとされている。

・特別職全体に係る事項

- ① 近年における消費者物価上昇率
- ② 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与月額
- ③ 過去における特別職の職員の給与改定状況
- ④ 一般職の職員の給与改定の状況

・議会議員のみに係る事項

- ⑤ 議会費の過去5年間の一般財源に対する構成割合
加えて、報酬を引き上げた場合における構成割合の増加見込み
- ⑥ 議員報酬月額の内訳における住民1人当たりの額と、類似する他の地方公共団体との比較
- ⑦ 議会議員の活動状況（審議日数）

○特別職の職員の給与について 昭43年10月17日自治給第94号 各都道府県知事あて自治省行政局長通知 ～抜粋～

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政支援を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配意すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあつては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を決定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または決定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配意すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

(注) 5～7は、議会議員のみに係るものである

青森県内10市との比較について

1. 市長、副市長、教育長の給料の比較（県内10市）

※金額は各市条例で定める額

No	市	面積 (R3.10.1) km ²	住基人口 (R3.1.1) 人	普通会計 職員数 (R3.4.1) 人	人口1万人 当たり職員数 (普通会計) 人	市長 円	順位	副市長 円	順位	教育長 円	順位
1	はちのへし 八戸市	305.56	225,845	1,188	52.60	1,062,000	1	856,000	2	714,000	2
2	ひろさきし 弘前市	524.20	168,479	1,044	61.97	1,050,000	2	863,000	1	749,000	1
3	あおもりし 青森市	824.61	278,446	1,432	51.43	1,000,000	3	788,000	3	660,500	3
4	みさわし 三沢市	119.87	39,323	418	106.30	865,000	4	705,000	4	585,000	9
5	とわだし 十和田市	725.65	60,345	399	56.18	861,000	5	700,000	5	631,000	4
6	むつし むつ市	864.20	55,931	430	76.88	850,000	6	690,000	6	619,000	5
7	ひらかわし 平川市	346.01	30,708	272	88.58	850,000	6	680,000	8	600,000	7
8	ごしょがわらし 五所川原市	404.20	53,204	387	72.74	834,000	8	681,000	7	608,000	6
9	つがるし つがる市	253.55	31,413	358	113.97	820,000	9	650,000	9	600,000	7
10	くろいしし 黒石市	217.05	32,530	255	78.39	800,000	10	650,000	10	550,000	10
合計		4,584.90	976,224	6,183	759.04	8,992,000		7,263,000		6,316,500	
全平均		458.49	97,622	618	75.90	899,200		726,300		631,650	
(平川市除く)		470.99	105,057	657	74.50	904,667		731,444		635,167	
7市平均		418.65	43,351	360	84.72	840,000		679,429		599,000	
(平川市除く)		430.75	45,458	375	84.08	838,333		679,333		598,833	

2. 市議会議員の報酬等の比較 (県内10市)

※金額は各市条例で定める額

No	市	面積 (R3.10.1) km ²	住基人口 (R3.1.1) 人	普通会計 職員数 (R3.4.1) 人	人口1万人 当たり職員数 (普通会計) 人	議長 円	順位	副議長 円	順位	議員 円	順位	議員 定数	政務活動費
1	はちのへし 八戸市	305.56	225,845	1,188	52.60	687,000	1	626,000	1	597,000	1	32人	1人当たり年96万円
2	あおもりし 青森市	824.61	278,446	1,432	51.43	658,000	2	603,000	2	580,000	2	35人	1人当たり年108万円
3	ひろさきし 弘前市	524.20	168,479	1,044	61.97	610,000	3	547,000	3	517,000	3	28人	1人当たり年60万円
4	とわだし 十和田市	725.65	60,345	399	56.18	450,000	4	391,500	5	362,000	4	22人	1人当たり年36万円
5	みさわし 三沢市	119.87	39,323	418	106.30	432,000	5	392,000	4	357,000	6	18人	なし
6	ごしょがわらし 五所川原市	404.20	53,204	387	72.74	425,000	6	381,000	7	352,000	7	22人	1人当たり年32万4千円
7	ひらかわし 平川市	346.01	30,708	272	88.58	420,000	7	380,000	8	360,000	5	16人	なし
8	つがるし つがる市	253.55	31,413	358	113.97	420,000	7	380,000	8	350,000	8	18人	なし
9	くろいしし 黒石市	217.05	32,530	255	78.39	414,000	9	382,000	6	345,000	9	16人	1人当たり年12万円
10	むつし むつ市	864.20	55,931	430	76.88	401,000	10	361,000	10	340,000	10	22人	なし
合計		4,584.90	976,224	6,183	759.04	4,917,000		4,443,500		4,160,000		229人	
全平均		458.49	97,622	618	75.90	491,700		444,350		416,000		23人	
(平川市除く)		470.99	105,057	657	74.50	499,667		451,500		422,222		24人	
7市平均		418.65	43,351	360	84.72	423,143		381,071		352,286		19人	
(平川市除く)		430.75	45,458	375	84.08	423,667		381,250		351,000		20人	

人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体との比較について

1. 市長、副市長、教育長の給料の比較（類似 35 団体 ※令和4年4月1日時点）

※金額は各市条例で定める額

No	県	市	面積 (R3.10.1) km ²	住基人口 (R3.1.1) 人	普通会計 職員数 (R3.4.1) 人	人口1万人 当たり職員数 (普通会計) 人	市長 円	順位	副市長 円	順位	教育長 円	順位
1	福島県	そうまし 相馬市	197.79	34,274	294	85.78	985,000	1	790,000	1	735,000	1
2	愛知県	しんしろし 新城市	499.23	45,245	640	141.45	925,000	2	775,000	2	680,000	2
3	福島県	たむら し 田村市	458.33	35,653	331	92.84	920,000	3	728,000	3	670,000	3
4	山形県	ひがしねし 東根市	206.94	47,808	332	69.44	920,000	3	695,000	6	575,000	20
5	山形県	むらやまし 村山市	196.98	23,191	231	99.61	920,000	3	690,000	7	560,000	29
6	山形県	おばなざわし 尾花沢市	372.53	15,350	228	148.53	910,000	6	680,000	8	570,000	24
7	徳島県	あわし 阿波市	191.11	36,581	326	89.12	880,000	7	704,000	5	633,000	5
8	長崎県	うんぜんし 雲仙市	214.31	42,783	349	81.57	875,000	8	709,000	4	630,000	6
9	静岡県	おまえざきし 御前崎市	65.56	31,714	368	116.04	860,000	9	680,000	8	610,000	9
10	青森県	ひらかわし 平川市	346.01	30,708	272	88.58	850,000	10	680,000	8	600,000	11
11	兵庫県	みなみ し 南あわじ市	229.01	46,447	428	92.15	850,000	10	680,000	8	600,000	11
12	宮崎県	さいとし 西都市	438.79	29,648	330	111.31	840,000	12	670,000	14	607,000	10
13	香川県	ひがし し 東かがわ市	152.86	29,628	265	89.44	840,000	12	640,000	26	570,000	24
14	長崎県	さいかいし 西海市	241.60	26,998	300	111.12	837,000	14	668,000	15	617,000	7
15	秋田県	にかほし にかほ市	241.13	23,841	268	112.41	836,000	15	641,000	25	571,000	23
16	静岡県	きくがわし 菊川市	94.19	48,290	341	70.62	830,000	16	660,000	16	585,000	18
17	新潟県	あがのし 阿賀野市	192.74	41,372	420	101.52	829,000	17	635,000	29	560,000	29

※金額は各市条例で定める額

No	県	市	面積	住基人口	普通会計	人口1万人	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位
			(R3.10.1)	(R3.1.1)	職員数	当たり職員数						
			km ²	人	人	人						
18	鹿児島県	南九州市	357.91	34,152	352	103.07	828,000	18	652,000	21	614,000	8
19	大分県	杵築市	280.08	28,235	280	99.17	820,000	19	655,000	19	580,000	19
20	青森県	つがる市	253.55	31,413	358	113.97	820,000	19	650,000	22	600,000	11
21	新潟県	胎内市	264.89	28,495	311	109.14	815,000	21	635,000	29	564,000	28
22	大分県	国東市	318.10	27,163	408	150.20	814,000	22	657,000	17	575,000	20
23	和歌山県	有田市	36.83	27,240	277	101.69	810,000	23	680,000	8	590,000	14
24	岡山県	美作市	429.29	26,924	408	151.54	810,000	23	650,000	22	590,000	14
25	大分県	豊後高田市	206.24	22,433	285	127.04	810,000	23	650,000	22	570,000	24
26	静岡県	牧之原市	111.69	44,775	339	75.71	810,000	23	640,000	26	590,000	14
27	長野県	中野市	112.18	43,969	385	87.56	804,800	27	656,200	18	588,400	17
28	岩手県	遠野市	825.97	26,013	304	116.86	789,000	28	654,000	20	568,000	27
29	茨城県	稲敷市	205.81	39,806	342	85.92	780,000	29	680,000	8	640,000	4
30	岩手県	八幡平市	862.30	24,788	276	111.34	776,000	30	620,000	32	572,000	22
31	茨城県	行方市	222.48	33,775	287	84.97	775,000	31	598,000	34	546,000	34
32	岩手県	陸前高田市	231.94	18,637	225	120.73	770,000	32	638,000	28	557,000	32
33	栃木県	那須烏山市	174.35	25,567	223	87.22	750,000	33	610,000	33	560,000	29
34	茨城県	鉾田市	207.60	48,160	341	70.81	745,000	34	571,000	35	536,000	35
35	岩手県	二戸市	420.42	26,138	277	105.98	726,000	35	624,000	31	556,000	33
合計			9,860.74	1,147,214	11,401	3,604.45	29,159,800	23,245,200		20,769,400		
平均			281.74	32,778	326	102.98	833,137	664,149		593,411		
(平川市除き)			279.85	32,838	327	103.41	832,641	663,682		593,218		

2. 市議会議員の報酬等の比較 (類似 35 団体 ※令和4年4月1日時点)

※金額は各市条例で定める額

No	県	市	面積 (R3.10.1) km ²	住基人口 (R3.1.1) 人	普通会計 職員数 (R3.4.1) 人	人口1万人 当たり職員数 (普通会計) 人	議長 円	順位	副議長 円	順位	議員 円	順位	議員定数	政務活動費
1	和歌山県	ありだし 有田市	36.83	27,240	277	101.69	500,000	1	450,000	1	420,000	1	15人	なし
2	香川県	ひがし 東かがわ市	152.86	29,628	265	89.44	490,000	2	440,000	2	400,000	2	18人	なし
3	愛知県	しんしろし 新城市	499.23	45,245	640	141.45	489,000	3	409,000	3	372,000	4	18人	1人当たり年15万円
4	兵庫県	みなみ 南あわじ市	229.01	46,447	428	92.15	450,000	4	378,000	10	346,500	14	18人	1人当たり年15万円
5	福島県	そうまし 相馬市	197.79	34,274	294	85.78	445,000	5	395,000	4	375,000	3	18人	1人当たり年12万円
6	長崎県	うんぜんし 雲仙市	214.31	42,783	349	81.57	438,000	6	368,000	14	350,000	9	19人	1人当たり年18万円
7	山形県	ひがしねし 東根市	206.94	47,808	332	69.44	435,000	7	385,000	5	360,000	5	18人	1人当たり年15万円
8	山形県	むらやまし 村山市	196.98	23,191	231	99.61	435,000	8	385,000	5	360,000	5	16人	1人当たり年12万円
9	宮崎県	さいとし 西都市	438.79	29,648	330	111.31	424,000	9	361,000	15	349,000	13	18人	なし
10	茨城県	いなしきし 稲敷市	205.81	39,806	342	85.92	420,000	10	380,000	7	360,000	5	18人	なし
11	青森県	ひらかわし 平川市	346.01	30,708	272	88.58	420,000	10	380,000	7	360,000	5	16人	なし
12	青森県	つがるし つがる市	253.55	31,413	358	113.97	420,000	10	380,000	7	350,000	9	18人	なし
13	山形県	おばなざわし 尾花沢市	372.53	15,350	228	148.53	420,000	10	375,000	11	350,000	9	14人	1人当たり年12万円
14	徳島県	あわし 阿波市	191.11	36,581	326	89.12	420,000	10	370,000	12	340,000	15	20人	なし
15	福島県	たむらし 田村市	458.33	35,653	331	92.84	420,000	10	369,000	13	350,000	9	20人	1人当たり年24万円
16	大分県	きつぎし 杵築市	280.08	28,235	280	99.17	410,000	16	360,000	16	340,000	15	18人	1人当たり年18万円
17	岡山県	みまさかし 美作市	429.29	26,924	408	151.54	410,000	16	345,000	18	320,000	18	18人	1人当たり年36万円

※金額は各市条例で定める額

No	県	市	面積 (R3.10.1) km ²	住基人口 (R3.1.1) 人	普通会計 職員数 (R3.4.1) 人	人口1万人 当たり職員数 (普通会計) 人	議長 円	順位	副議長 円	順位	議員 円	順位	議員定数	政務活動費
18	大分県	ぶんごたかだし 豊後高田市	206.24	22,433	285	127.04	400,000	18	360,000	16	340,000	15	16人	1人当たり年20万円
19	静岡県	きくがわし 菊川市	94.19	48,290	341	70.62	395,000	19	320,000	24	300,000	23	17人	1人当たり年10万円
20	大分県	くにさきし 国東市	318.10	27,163	408	150.20	390,000	20	340,000	19	320,000	18	18人	1人当たり年14万4千円
21	静岡県	おまえざきし 御前崎市	65.56	31,714	368	116.04	390,000	20	330,000	20	300,000	23	15人	なし
22	長崎県	さいかいし 西海市	241.60	26,998	300	111.12	389,000	22	329,000	22	310,000	20	18人	1人当たり年18万円
23	鹿児島県	みなみきゅうしゅうし 南九州市	357.91	34,152	352	103.07	388,000	23	310,000	29	286,000	30	20人	なし
24	新潟県	あがのし 阿賀野市	192.74	41,372	420	101.52	383,600	24	312,700	28	287,800	29	16人	1人当たり年18万円
25	岩手県	りくぜんたかだし 陸前高田市	231.94	18,637	225	120.73	380,000	25	330,000	20	300,000	23	18人	1人当たり年15万円
26	岩手県	にのへし 二戸市	420.42	26,138	277	105.98	380,000	25	318,000	26	301,000	22	18人	1人当たり年12万円
27	長野県	なかのし 中野市	112.18	43,969	385	87.56	376,500	25	318,700	25	296,300	27	20人	1人当たり年9万6千円
28	岩手県	とおのし 遠野市	825.97	26,013	304	116.86	375,000	28	326,000	23	302,000	21	18人	1人当たり年6万円
29	岩手県	はちまんたいし 八幡平市	862.30	24,788	276	111.34	375,000	28	315,000	27	300,000	23	20人	1人当たり年24万円
30	栃木県	なすからすやまし 那須烏山市	174.35	25,567	223	87.22	370,000	30	300,000	32	270,000	33	16人	なし
31	新潟県	たいないし 胎内市	264.89	28,495	311	109.14	365,000	31	301,000	31	275,000	32	16人	1人当たり年12万円
32	茨城県	なめがたし 行方市	222.48	33,775	287	84.97	360,000	32	306,000	30	288,000	28	18人	なし
33	静岡県	まきのほらし 牧之原市	111.69	44,775	339	75.71	360,000	32	290,000	34	270,000	33	16人	なし
34	茨城県	ホコタシ 銚田市	207.60	48,160	341	70.81	350,000	34	300,000	32	280,000	31	18人	なし
35	秋田県	にかほし にかほ市	241.13	23,841	268	112.41	304,000	35	264,000	35	250,000	35	18人	1人当たり年12万円

合計 9,860.74 1,147,214 11,401 3,604.45 14,177,100 12,200,400 11,378,600 616人

平均 281.74 32,778 326 102.98 405,060 348,583 325,103 18人

(平川市除き) 279.85 32,838 327 103.41 404,621 347,659 324,076 18人

一般職の職員の給与改定の状況

1. 平成18年度以降の改定状況

一般職の職員の給与改定については、青森県人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、青森県が改定する内容に併せて、平川市職員の給与等を改定している。（5ページ参照）

・青森県人事委員会資料より（最近の給与勧告の実施状況（行政職給料表関係））

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職給料表適用者の平均年間給与	
	平均改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成18年	—	4.45月	—	—	—
平成19年	0.13%	4.40月	△0.05月	△1.2万円	△0.2%
平成21年	△0.51%	4.10月	△0.30月	△13.8万円	△2.1%
平成22年	△0.10%	3.95月	△0.15月	△6.5万円	△1.1%
平成23年	△0.29%	3.95月	—	△1.8万円	△0.3%
平成24年	—	3.85月	△0.10月	△3.8万円	△0.6%
平成26年	0.24%	3.95月	0.10月	5.1万円	0.9%
平成27年	0.21%	4.00月	0.05月	3.0万円	0.5%
平成28年	0.15%	4.05月	0.05月	2.6万円	0.5%
平成29年	0.14%	4.20月	0.15月	6.1万円	1.1%
平成30年	0.17%	4.25月	0.05月	2.7万円	0.5%
令和元年	0.13%	4.30月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年	—	4.25月	△0.05月	△1.8万円	△0.3%
令和3年	—	4.20月	△0.05月	△1.7万円	△0.3%
累計	0.27%	—	△0.25月	△8.6万円	△1.0%

2. 平川市一般職員の平均給料月額推移

初任給や若年層の給料月額は増額となっているものの、大量退職により新採用者が増加していることから、全体の平均給料月額は減少している。

	全体			大学卒				高校卒			
	人数 人	平均給料 月額 円	平均 年齢 歳	人数 人	初任給 円	平均給料 月額 円	平均 年齢 歳	人数 人	初任給 円	平均給料 月額 円	平均 年齢 歳
平成18年	270	338,600	44.0	93	170,200	301,300	38.7	139	138,400	364,400	47.3
平成19年	260	341,200	44.7	96	170,200	306,900	39.8	126	138,400	366,700	47.9
平成20年	252	338,500	45.0	91	172,200	304,500	40.1	116	140,100	364,200	48.3
平成21年	246	337,700	45.3	93	172,200	304,800	40.4	112	140,100	364,100	48.9
平成22年	235	338,400	45.9	89	172,200	306,200	41.1	101	140,100	365,200	49.6
平成23年	239	335,600	45.8	93	172,200	307,200	41.4	99	140,100	357,400	49.0
平成24年	237	333,000	46.1	90	172,200	307,100	41.8	102	140,100	350,900	48.8
平成25年	230	326,800	45.3	95	172,200	303,200	41.3	94	140,100	347,600	48.4
平成26年	234	320,300	44.4	104	172,200	294,100	40.2	90	140,100	345,000	48.2
平成27年	238	311,400	43.3	119	174,200	283,600	38.6	84	142,100	343,200	48.4
平成28年	238	300,500	41.9	124	176,700	275,400	37.6	83	144,600	328,400	46.6
平成29年	239	293,900	41.3	121	178,200	269,700	36.6	86	146,100	317,800	44.8
平成30年	240	290,800	41.3	123	179,200	267,900	36.5	84	147,100	317,800	44.8
令和元年	242	286,300	40.0	135	180,700	269,300	36.3	73	148,600	306,400	42.4
令和2年	242	285,900	39.7	143	182,200	273,600	36.6	68	150,600	301,900	41.4
令和3年	243	285,800	39.6	148	182,200	277,700	40.0	64	150,600	297,600	40.4
対18年比	△ 27	△ 52,800	△ 4.4	55	12,000	△ 23,600	1.3	△ 75	12,200	△ 66,800	△ 6.9
増減割合	△10%	△16%	△10%	59%	7%	△8%	3%	△54%	9%	△18%	△15%

※地方公務員給与実態調査より（対象：一般行政職 / 各年4月1日時点）

近年における消費者物価上昇率

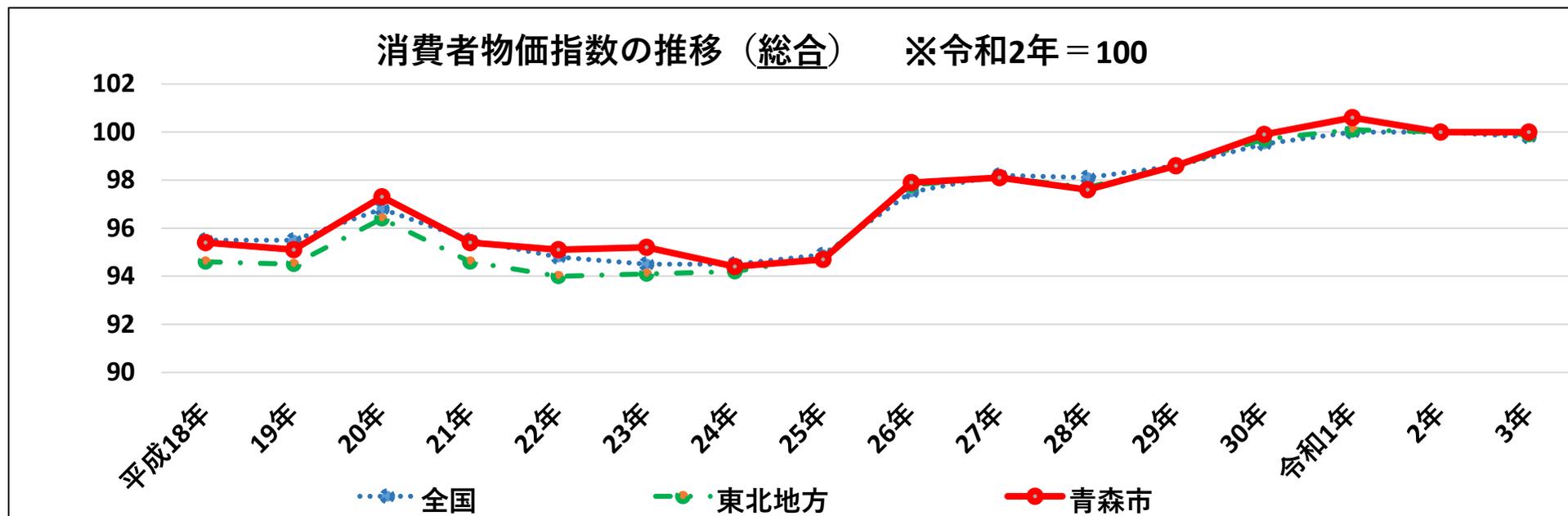
消費者物価指数は基準時の費用を100として、比較時の費用を比率の形（指数）で表したもので、日常生活で消費者が購入する商品の価格の動きを総合して見たもの。

平成20年度 原油価格の高騰によりガソリン、灯油の指数が上昇（9月以降急落）し、電気代やガス代が上昇。小麦価格や飼料価格の高騰などにより、穀類・肉類等が上昇。

平成26年度～ 消費税率が5%から8%に改定された影響を含む。

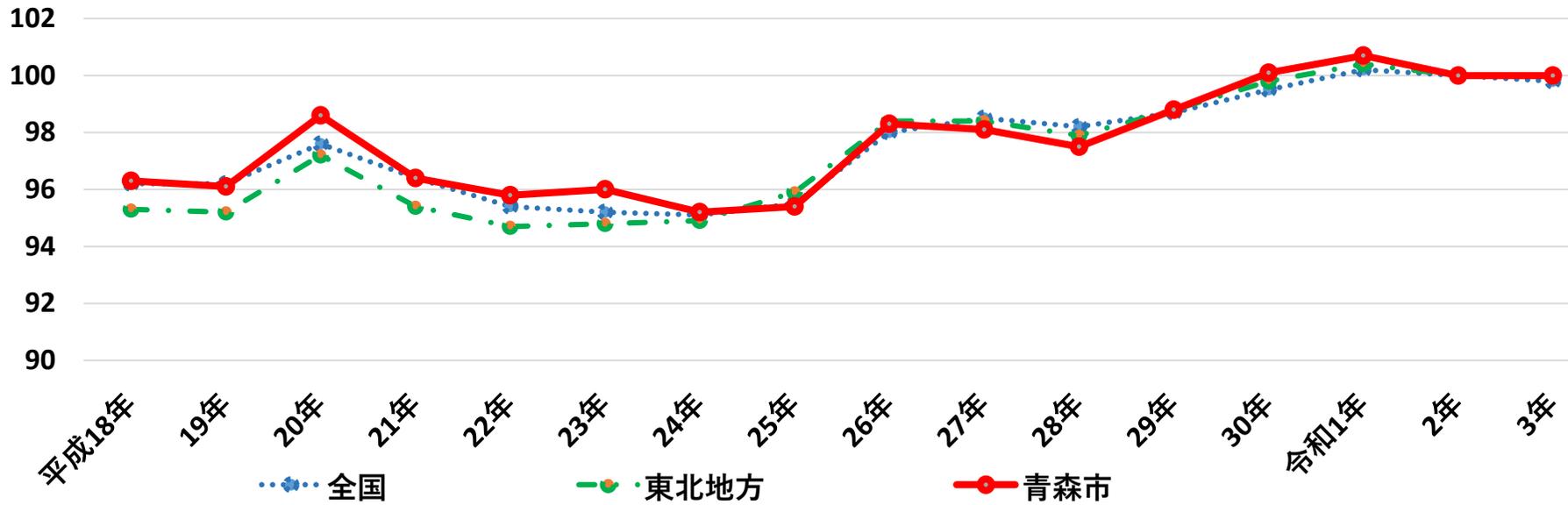
平成29年度～ 原油価格の上昇などによるガソリン、電気代などの上昇。天候不順等による食料等の上昇。

令和1年度 消費税率が8%から10%に改定された影響を含む。

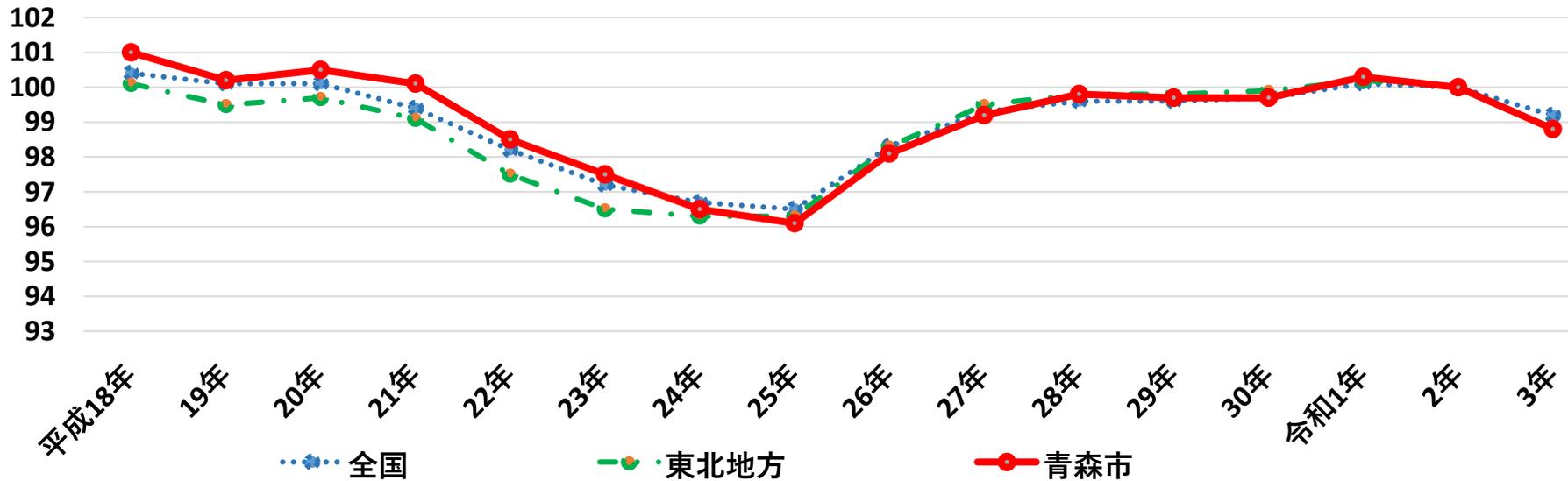


(総合)	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年
全国	95.5	95.5	96.8	95.5	94.8	94.5	94.5	94.9	97.5	98.2	98.1	98.6	99.5	100	100	99.8
東北地方	94.6	94.5	96.4	94.6	94.0	94.1	94.2	94.8	97.8	98.1	97.7	98.6	99.7	100.1	100	99.9
青森市	95.4	95.1	97.3	95.4	95.1	95.2	94.4	94.7	97.9	98.1	97.6	98.6	99.9	100.6	100	100

消費者物価指数の推移（生鮮食品を除く総合） ※令和2年 = 100



消費者物価指数の推移（食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合） ※令和2年 = 100



総務省統計局公表「2020年基準消費者物価指数」(年平均時系列データ)

議員報酬の住民1人当たりの額と、他の地方公共団体との比較

※金額は各市条例で定める額等から類推

No	県	市	住基人口 (R3.1.1) ① 人	議長 円	副議長 円	議員 円	議員 定数	※その他 常任委員会や議会運営 委員会の委員長の報酬額	報酬月額合計 ② 円	住民1人当たり 月額 (②/①) 円	報酬年額合計 ③ (②×12) 円	住民1人当たり 年額 (③/①) 円	順位
1	和歌山県	ありだし 有田市	27,240	500,000	450,000	420,000	15人		6,410,000	235.3	76,920,000	2,823.8	7
2	香川県	ひがし 東かがわ市	29,628	490,000	440,000	400,000	18人		7,330,000	247.4	87,960,000	2,968.8	5
3	愛知県	しんしろし 新城市	45,245	489,000	409,000	372,000	18人		6,850,000	151.4	82,200,000	1,816.8	27
4	兵庫県	みなみし 南あわじ市	46,447	450,000	378,000	346,500	18人	委員長等 360,000 (最大5人) ※特別委員会含む	6,439,500	138.6	77,274,000	1,663.7	30
5	福島県	そうまし 相馬市	34,274	445,000	395,000	375,000	18人		6,840,000	199.6	82,080,000	2,394.8	16
6	長崎県	うんぜんし 雲仙市	42,783	438,000	368,000	350,000	19人		6,756,000	157.9	81,072,000	1,895.0	25
7	山形県	ひがしねし 東根市	47,808	435,000	385,000	360,000	18人		6,580,000	137.6	78,960,000	1,651.6	29
8	山形県	むらやまし 村山市	23,191	435,000	385,000	360,000	16人		5,860,000	252.7	70,320,000	3,032.2	3
9	宮崎県	さいとし 西都市	29,648	424,000	361,000	349,000	18人		6,369,000	214.8	76,428,000	2,577.8	10
10	茨城県	いなしきし 稲敷市	39,806	420,000	380,000	360,000	18人		6,560,000	164.8	78,720,000	1,977.6	23
11	青森県	ひらかわし 平川市	30,708	420,000	380,000	360,000	16人		5,840,000	190.2	70,080,000	2,282.1	19
12	青森県	つがるし つがる市	31,413	420,000	380,000	350,000	18人		6,400,000	203.7	76,800,000	2,444.8	15
13	山形県	おばなざわし 尾花沢市	15,350	420,000	375,000	350,000	14人		4,995,000	325.4	59,940,000	3,904.9	1
14	徳島県	あわし 阿波市	36,581	420,000	370,000	340,000	20人		6,910,000	188.9	82,920,000	2,266.8	20
15	福島県	たむらし 田村市	35,653	420,000	369,000	350,000	20人		7,089,000	198.8	85,068,000	2,386.0	17
16	大分県	きつきし 杵築市	28,235	410,000	360,000	340,000	18人		6,210,000	219.9	74,520,000	2,639.3	8
17	岡山県	みまさかし 美作市	26,924	410,000	345,000	320,000	18人		5,875,000	218.2	70,500,000	2,618.5	9
18	大分県	ぶんどかだし 豊後高田市	22,433	400,000	360,000	340,000	16人		5,520,000	246.1	66,240,000	2,952.8	4

※金額は各市条例で定める額等から類推

No	県	市	住基人口 (R3.1.1) ① 人	議長 円	副議長 円	議員 円	議員 定数	※その他 常任委員会や議会運営 委員会の委員長の報酬額	報酬月額合計 ② 円	住民1人当たり 月額 (②/①) 円	報酬年額合計 ③ (②×12) 円	住民1人当たり 年額 (③/①) 円	順位
19	静岡県	きくがわし 菊川市	48,290	395,000	320,000	300,000	17人	委員長 305,000 (最大4人) ※特別委員会含む	5,235,000	108.4	62,820,000	1,300.9	33
20	大分県	くにさきし 国東市	27,163	390,000	340,000	320,000	18人		5,850,000	215.4	70,200,000	2,584.4	11
21	静岡県	おまえぎきし 御前崎市	31,714	390,000	330,000	300,000	15人	委員長等 310,000 (最大4人) ※特別委員会含む	4,660,000	146.9	55,920,000	1,763.3	28
22	長崎県	さいかいし 西海市	26,998	389,000	329,000	310,000	18人	委員長等 315,000 (最大5人)	5,703,000	211.2	68,436,000	2,534.9	13
23	鹿児島県	みなみきゅうしゅうし 南九州市	34,152	388,000	310,000	286,000	20人	委員長等 293,000 (最大4人)	5,874,000	172.0	70,488,000	2,063.9	22
24	新潟県	あがのし 阿賀野市	41,372	383,600	312,700	287,800	16人		4,725,500	114.2	56,706,000	1,370.6	32
25	岩手県	りくぜんたかだし 陸前高田市	18,637	380,000	330,000	300,000	18人		5,510,000	295.6	66,120,000	3,547.8	2
26	岩手県	いのへし 二戸市	26,138	380,000	318,000	301,000	18人		5,514,000	211.0	66,168,000	2,531.5	14
27	長野県	なかのし 中野市	43,969	376,500	318,700	296,300	20人		6,028,600	137.1	72,343,200	1,645.3	31
28	岩手県	とおのし 遠野市	26,013	375,000	326,000	302,000	18人		5,533,000	212.7	66,396,000	2,552.4	12
29	岩手県	はちまんたいし 八幡平市	24,788	375,000	315,000	300,000	20人		6,090,000	245.7	73,080,000	2,948.2	6
30	栃木県	なすからすやまし 那須烏山市	25,567	370,000	300,000	270,000	16人		4,450,000	174.1	53,400,000	2,088.6	21
31	新潟県	たいないし 胎内市	28,495	365,000	301,000	275,000	16人		4,516,000	158.5	54,192,000	1,901.8	24
32	茨城県	なめがたし 行方市	33,775	360,000	306,000	288,000	18人		5,274,000	156.2	63,288,000	1,873.8	26
33	静岡県	まきのほらし 牧之原市	44,775	360,000	290,000	270,000	16人	委員長 280,000 (最大3人)	4,460,000	99.6	53,520,000	1,195.3	35
34	茨城県	ホコタン 鉾田市	48,160	350,000	300,000	280,000	18人		5,130,000	106.5	61,560,000	1,278.2	34
35	秋田県	し にかほ市	23,841	304,000	264,000	250,000	18人		4,568,000	191.6	54,816,000	2,299.2	18

合計	1,147,214	14,177,100	12,200,400	11,378,600		203,954,600	6,648.1	2,447,455,200	79,777.5
平均	32,778	405,060	348,583	325,103		5,827,274	189.9	69,927,291	2,279.4
(平川市除き)	32,838	404,621	347,659	324,076		5,826,900	189.9	69,922,800	2,279.3

※その他「特別委員会含む」については、最大1名としてカウント

令和3年度の議会議員の活動状況（審議日数）について

1. 定例会、臨時会の開催状況

※ 定例会：年4回開催
(6月・9月・12月・3月)

	会期日数	本会議日数
定例会	73日	20日
臨時会	3日	3日
合 計	76日	23日

2. 議会運営委員会、常任委員会、広報特別委員会の開催状況

※ 定例会の会期日数内で開催

委員会名	会議日数	備考
議会運営委員会	14日	委員6人 他2人
総務企画常任委員会	6日	委員6人
建設経済常任委員会	6日	委員5人
教育民生常任委員会	5日	委員6人
広報特別委員会	9日	委員6人 他1人
合 計	40日	—

3. 予算・決算特別委員会の開催状況

※ 定例会の会期日数内で開催

委員会名	会議日数	備考
決算特別委員会	3日	令和3年第3回定例会
予算特別委員会	3日	令和4年第1回定例会
合 計	6日	—

4. 議員派遣の状況（視察研修等）

年	研修名	日数	人数	備考
新型コロナウイルス感染症の影響により、視察研修は実施していない				
合 計				—

5. その他委員会の開催状況

委員会名	会議日数	備考
議会改革特別委員会	25日	委員6人
合 計	25日	—

6. その他説明会等の開催状況

年	月日	会議内容	日数
令和3年	4月8日	補正予算説明会	1日
	5月17日	議案説明会（定例会）	1日
	6月19日	新本庁舎建設現場見学会	1日
	7月29日	議案説明会（臨時会）	1日
	8月16日	議案説明会（定例会）	1日
	9月24日	新本庁舎建設現場見学会	1日
令和4年	11月15日	議案説明会（定例会）	1日
	1月12日	補正予算説明会	1日
	1月14日	全員協議会	1日
	1月17日	全員協議会	1日
	2月10日	議案説明会（定例会）	1日
合 計			11日

7. 議長・副議長の公務出席状況

年	月	議長	副議長	計
令和3年	4月～12月	53日	2日	55日
令和4年	1月～3月	15日	1日	16日
合 計		68日	3日	71日

議会費の過去5年間の一般財源に対する構成割合

普通会計の財源総額での割合

単位：千円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通会計総額	18,745,531	18,946,556	19,357,122	20,852,723	21,388,494	19,858,085
うち議会費	161,171	165,728	154,811	154,523	155,283	158,303
割合	0.86%	0.87%	0.80%	0.74%	0.73%	0.80%

うち一般財源での割合

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通会計総額のうち一般財源	12,230,796	11,923,741	11,724,212	11,573,919	12,088,850	11,908,304
うち議会費の一般財源	161,171	165,728	154,811	154,523	155,283	158,303
割合	1.32%	1.39%	1.32%	1.34%	1.28%	1.33%

※平川市財政状況資料集より

「普通会計」とは、各地方公共団体間の財政比較を可能にするために設けられた会計区分のことで、地方財政統計に用いられるもの。

平川市の場合、一般会計に学校給食センター特別会計、尾上地区住宅団地温泉事業特別会計、簡易水道事業特別会計のうち小規模水道分を加えたものが普通会計として区分されている。

「一般財源」とは、地方公共団体の収入のうち、用途が特定されていない財源のことであり、地方税や地方交付税などが該当する。

反対に、用途が特定される財源のことを特定財源といい、国・県支出金や地方債などが該当する。